

計画策定専門調査会（第6回）及び監視専門調査会（第30回）議事録

1 日 時 平成 27 年 1 月 14 日（水） 17：00～19：00

2 場 所 内閣府本府 3 階特別会議室

3 出席者

<計画策定専門調査会>

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人 21 世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

<監視専門調査会>

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか代表理事
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

（注）鹿嶋会長、二宮委員、宗片委員は両専門調査会委員を兼任

4 議事次第

- 1 開会
- 2 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ
- 3 その他
- 4 閉会

5 配布資料

資料1 第3次男女共同参画基本計画のフォローアップで出された主な御意見(案)

- 資料 2 4次計画の策定に向けた論点（全体）（案）
- 資料 3 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等について
- 資料 4 当面の進め方（案）

## 6 参考資料

- 参考資料 1 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向
- 参考資料 2 厚生労働省説明資料

## 7 議事録

○鹿嶋会長 ただいまから男女共同参画会議計画策定専門調査会及び監視専門調査会の合同会議を開催いたします。

本日は、これまでの合同会議で行ったフォローアップにおいて、委員の皆様から出された主な御意見について整理などを行う予定です。

それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。

○伊藤調査課長 資料の確認をさせていただきます。資料全体で1～4と参考資料1、2という形で用意をさせていただいております。

資料1につきましては、これまで第3次男女共同参画基本計画のフォローアップの過程で出された主な御意見を整理して資料にしたものでございます。

資料2につきましては、第4次計画の策定に向けた論点を1つのたたき台として用意させていただいた資料でございます。

資料3につきましては、男女共同参画社会の形成に関する施策について、苦情内容その他を取りまとめた資料になってございます。

資料4は当面の進め方というものでございます。

参考資料1が資料2の参考になる資料として成果目標の進捗状況、以前にもお配りした資料のデータをリバイズしたものでございます。

参考資料2は後ほど厚生労働省様から、これまで質問が出たことについての回答の資料となっております。

そのほか机上に基本資料ですとか、これまでの専門調査会での資料をとじておりますので、適宜御参照いただければと思います。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

冒頭、大体今までですと、前回の会議の宿題等々について関係省庁から説明をいただくことにしておりましたが、説明者の業務上の都合によりまして、後ほど説明してもらうことにしますので御了承ください。

それでは、早速本日の議題に移ります。初めに前回のフォローアップで委員の皆さんから出た意見について、事務局で整理してもらいましたので簡潔に説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。時間の関係もありますのでごく簡単に御紹介させていただきます。これまで11月、12月と専門調査会を開催してまいりましたが、各委員の皆様からいただいた第9分野の暴力分野を除く分野の意見等について、事務局の方で取りまとめさせていただきました。

まず一番最初の総論のところでございます。データをざっと見ても余り進んでいないのではないか。あるいは重点分野の組み方について論理的に整理した方がいいのではないか。あるいはインパクトの強い打ち出し方ができないか等の御意見がございました。

続いて第1分野でございますが、クオータ制について政党への働きかけだけではなく、法制度として検討すべきではないか。あるいは地方公共団体の議会議員の女性参画、国家公務員の超過勤務の削減数値目標等を示すべき等の御意見がございました。

第2分野につきましては、選択的夫婦別氏制度の導入の推進のための積極的な検討、あるいは男女別統計の重要性等の御意見がございました。

第3、第4、第5分野につきましては、くるみん税制の現場への周知ですとか、マタニティハラスメントの調査や均等法の周知、非正規社員から正規社員への転換制度の義務づけ、ポジティブ・アクションの成功事例の広報、介護休業制度の在り方の議論、放課後児童クラブや学童保育、継続就業についての課題整理、病児・病後児保育等に関する御意見がございました。

第6分野、農業ですけれども、農業委員の選出については女性が1人は入るように首長に働きかけるべき、あるいは土地改良区の役員に女性が参画できるような手立てを、といったような御意見がございました。

第7分野、第8分野については、養育費が支払われるようにするための方策、高齢者・障害者・外国人等が無料法律相談を受けやすくすべき、人権教育の推進、あるいは高齢女性の貧困対策としての低年金・無年金問題等についての御意見がございました。

第10分野につきましては、男女の性差やコストベネフィットを考慮した健診の在り方の見直し、人工妊娠中絶の新しい方法の導入、早く出産することとキャリア形成を両立できるような職場環境の整備、女性の身体のメカニズムを学校教育の中で教えるべき等の御意見がございました。

第11分野、第12分野、教育・科学技術については、キャリア教育・大学院進学支援対策の検討、結婚や出産の意義を教える必要性や親になるための準備教育の重要性、女性研究者の割合を高めるためのポジティブ・アクション、理系選択を考えるチャンスを学校教育に入れることなどについての御意見がございました。

第13分野、メディアについては、メディア・リテラシーのよりよい教材の有効活用、広報活動において若者向けにSNSなどの活用を力を入れることなどについての御意見がございました。

第14分野については地方、特に市町村防災会議の女性委員の割合を増やすこと、消防団の男女共同参画、避難所の運営に女性責任者が入ることなどの御意見がございました。

第15分野については、女子差別撤廃委員会の見解等への対応、ODA大綱見直しに際しての女性参画、APEC女性と経済フォーラムや女性が輝く国際シンポジウムの意義・重要性等の御意見がございました。

時間の関係で全て紹介できませんが、以上、かいつまんで御説明させていただきました。

事務局からは以上です。

○鹿嶋会長 皆さんの意見を事務局がまとめたものですが、例えば表現等でここは違うとか、趣旨が違うとか、あるいはほかに御意見などがありましたらお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。特段ありませんか。

ありがとうございました。それでは、主な御意見については案のとおりといたします。

次に移りたいと思います。第4次計画の策定に向けた論点案について事務局から説明をお願いします。

○大地推進課長 資料2を御覧いただけますでしょうか。これまで委員の皆様からは3次計画のフォローアップということでたくさんの御意見、御指摘などを頂戴したところでございますが、これから4次計画の策定に入るということで、論点の全体としての整理を一度させていただきたいと考えております。

そのために事務局として、論点のたたき台のたたき台のたたき台のそのまたたたき台のようなもので、全く詰めたものではございませんが、御議論いただくための材料として作成させていただきましたものが資料2でございます。これについてざっと御説明させていただきました後、委員の皆様からの御意見を頂戴いたしたく存じます。

それでは、資料について簡単に御説明させていただきます。3次計画の特徴といたしましては、点線の囲みの中にございますが、経済社会の情勢の変化に対応して重点分野を新設したということ、実効性あるアクション・プランとするため、各重点分野に成果目標を多く設定したということ、202030の目標に向けた取組を推進するという、女性の活躍による経済社会の活性化やM字カーブ問題の解消も強調したということがございました。

4次計画の策定に当たって、事務局として、これらについてどのように変化しているか、あるいはこれらに相当するものとしてはどのようなものがあるかを事務局として考えてみたものを、そちらの資料に例示させていただいてございます。

まず、日本社会全体における状況の変化については、人口急減・少子高齢化の進行、デフレからの脱却、財政の健全化、社会保障制度の持続可能性の維持、産業構造、雇用環境の変化の進展、地域社会の疲弊化、地域毎の課題の顕在化、そういったことがあるのかと考えました。

次に、個人をめぐる状況の変化については、例えば共働き・単身・ひとり親世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化や働く女性の増加の一方で、希望しても働けない女性もいらっしゃるということ、あるいは202030を下回る現状、働き方が正社員と非正規に二極化し、長時間労働が問題となっていることなどがあると思われます。

次は「男性」の生活と仕事と暮らしを取り巻く状況で、「夫は仕事・妻は家庭」のライフ

スタイル、長時間労働を前提とした働き方などが課題であると思います。

震災の発生、そこから得た経験と教訓を盛り込むことが必要ではないか。

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化についてどのように考えるか。

国際社会への積極的な貢献の重要性というのも、1つのテーマであるかと考えて記載させていただいたところでございます。

2ページは1ページと密接に関連しているわけですがけれども、4次計画のポイントとして、4次計画が果たすべき役割をどこに置くかということで、新たなポイントとして考えられるものの例を記載させていただきました。

1つ目でございますが、4次計画が果たすべき役割の明確化、成果目標や施策の選択と集中、推進体制の強化を通じて真に実効性のあるアクション・プランとする。

2つ目は、202030の目標年限までの5か年計画となることを踏まえ、各分野における30%の達成に向けたロードマップを明らかにし、更に踏み込んだポジティブ・アクションを実行する。

3つ目は、子育てや介護と仕事の両立支援に向けた取組を強化する。これは新たなものではございませんが、特に長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識を背景とした「夫は仕事・妻は家庭」のライフスタイルなど、「男性」にとっての男女共同参画や働き方改革にスポットを当てる。

4つ目が、非正規雇用問題など働き方の二極化について対応を進める。また、ひとり親家庭など生活困難者への対応を図る。

東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策の必要性・ノウハウを国内外に発信する。

次が、我が国が目指す男女共同参画社会の実現には、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開される必要があるため、地域における推進体制を強化する。

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

女性の活躍推進に向けた我が国の取組を国際的に発信するための取組を強化する。こういったことが新たなポイントの例ではないかということで記載させていただきました。

次に、計画分野の構成をどのように考えるかということでございますが、別紙1を御覧いただけますでしょうか。事務局で4次計画の計画分野の構成に関する検討例を作成させていただきました。考え方といたしましては、まず1つ目、女性の参画拡大、固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行の見直しに向けて「男性」及び「メディア」等は重要なステークホルダーであるということから、これらに関する男女共同参画の推進を計画全体にわたる横断的視点として、どこか個別の分野の中に入れるということではなく、基本的な方針の中に位置付けをして、各分野において関連施策を検討する。

2つ目は、「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「男女の仕事と生活の調和」、これらは現在第4分野と第5分野なのでありますが、相互に深い関連を有し、一

体的・総合的に取組を推進する必要があるため、統合する。

次に、地域における女性の様々な活動を総合的に改善する観点から、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」（現行の第6分野）と「地域における男女共同参画等の推進」（第14分野）等を統合する。

また、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、取組を一層強化する観点から第14分野のうち防災について「防災・復興」として分野を独立させる。

さらに、計画の総合的な推進体制を強化する観点から、「ジェンダー予算・統計」（現行の第2分野）、「地域における男女共同参画推進の基盤づくり」（現行の第14分野）を計画の推進体制に統合する。文章でポイントを書くとこのようになっているのですけれども、3次計画と4次計画の組み直しを図解化したものが、下の赤と緑と黒とグレーの点線が入った図です。例えば男性、メディアは3次計画では第3分野と第13分野にあるのですけれども、4次計画では基本的な方針の中に位置付け、意識改革は教育・学習との親和性が強いということで、第11分野の中に持ってくる。第4分野と第5分野が緑ですけれども、これらは相互に関連性が強いので一本化をする。地域は第14分野の中に入っておりますが、農山漁村と合わせて1つの分野とする。地域を除いて現行の第14分野は防災・復興で単独の分野立てとする。地域の一部と企業等で、推進体制のところに移行する。このような移行関係を点線で示したものが3ページの下の方でございます。

右側のページは参考として、左側の考え方により再編した場合の例を記載させていただいております。基本的な考え方としては女性の参画拡大、固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行の見直しに向けて、重要なステークホルダーとなる次の項目については、計画全体にわたる横断的視点として基本的な方針に位置付け、各分野において関連施策を検討。項目は、男性、メディア、ほかにもあるかもしれませんが等としております。

現行計画は大分類でくくることなく15分野まで設けているのですけれども、右側の4次計画の案においてはⅠ～Ⅳで、四角の囲みの概念を整理しております。

Ⅰがあらゆる分野における女性の活躍推進。その内容は、①政策・方針決定への女性の参画拡大、②雇用の均等機会・待遇、仕事と生活の調和、③地域、農山漁村、④科学技術・学術。

Ⅱは男女共同参画社会の実現に向けた社会システム・国民意識の改革で、内容は、⑤社会制度・慣行の見直し、⑥教育・学習、意識改革、⑦国際社会。

Ⅲは生涯を通じた女性の安全・安心の確保で、内容は、⑧健康支援、⑨暴力の根絶、⑩生活困難、高齢者等、⑪防災・復興。

Ⅳは推進体制の抜本的な強化。「ジェンダー予算・統計」、「地域における男女共同参画推進の基盤づくり」を追加する。このように、＜考え方＞により再編した場合の例とを記載させていただいております。

以上でございます。

○伊藤調査課長 続いてもう一項目、資料2の2ページの4にいけますけれども、成果目

標の設定や策定後のPDCAをどのように考えるか。別紙2というのは後で個別に説明をさせていただきますが、成果目標数の在り方、例えばアウトカム指標を中心にするかどうか。計画の進捗状況の監視機能の強化といったような論点をどうするかということがあろうかと思えます。

成果目標について別紙2を用意しております。今の蛇腹で閉じてあるものの次のページの5ページになりますけれども、こちらを御覧いただければと思いますが、今、推進課長から説明があったように、第3次男女共同参画基本計画という四角囲いのところですが、数多くの指標を設定いたしました。成果目標として設定いたしました。これをどう評価するのかということです。成果目標というのは重点分野に掲げる具体的施策を総合的に推進する、実施するというので、政府全体で達成を目指すものとして80項目設定しておりますし、計画の後ろの方には参考指標ということで、男女共同参画社会形成の状況を把握するものとして161項目設定されております。

特にこの成果目標について、課題としてどうかと思ったところを少し書いてございますけれども、1. フォローアップの実務上の課題ということで書いてございますが、具体的には(1)(2)とございます。PDCAを考えていくという場合に、毎年の経年変化というのは重要になってくるのかなと思います。問題は複数年に一度の統計調査ですとか、特に経年変化を捉えるのが難しい指標みたいなものをどのように扱うのか。1つは例えば基本的な方向というところは、10年間の方向性等を書くようなところになっているかと思えますけれども、こういったところでしっかり記載して、より長期の目標としてしっかり位置付けるということも可能なのではないかと。

計画の典型的なものだということで御紹介のあった、例えば6歳未満の子供を持つ夫の育児、家事関連時間ですとか、あるいは第1子出産前後の女性の継続就業率というものがございます。こちらはそれぞれ5年に一度の調査になっておりまして、特に今の計画の目標に掲げている最終目標年次が2020年、今回の4次計画の最終目標年次とちょうど重なる形になります。そういたしますと、5年に一度の調査ということは計画の最新値を計上した後、データが更新されるのが実は1回だけとなります。これが目標の設定としてどのようにそれを捉えたらいいのかというのは、1つ考えておかなければならないのかなというのが1つ目でございます。

2つ目は、総合的に把握しなければならないような目標、具体的に下にミレニアム開発目標の関係で書いてございますけれども、こういう目標は非常に趣旨として大事ですので、計画本文でしっかり明記することは大事だと思いますが、指標としてこれが上がった、下がったという進捗管理という面でいきますと、なかなかどういう形で検証していくのが難しいということで、より具体的な、代表的な指標を設定した方がフォローアップしやすいのではないかと。例えば今、ミレニアム開発目標のうち全ての教育レベルにおける男女格差の解消という目標がございまして、1つは高等教育という意味での大学の進学率の男女格差といったような形であれば、その進捗というものが図りやすくなるかなというよ

うなことを1つの論点として書いてございます。

2番目の論点としては、男女共同参画という視点での目標の意義の明確化をできるだけの方がいいのではないかと。男女別の課題というものが明らかになるような形で、可能な限り男性あるいは女性別の目標を設定するという事としてどうか。その際、男女別の統計が取れないというものは把握することを検討といったことが必要。それぞれ具体的な指標として例示を書いてございますけれども、今、例示で書いてあるものは計画の中では特に男女別という形ではなく、目標として設定されているものでございます。

6ページにその他として男女共同参画社会、女子差別撤廃条約等の用語の周知度について、目標として幾つか掲げてございますけれども、それ自体は1つの重要なメルクマールといえますか、重要な参考指標になりますか、ともすると用語を周知することが最終目標ということではなくて、やはり中身が大事だということがあるかと思えます。

参考1、参考2とあります。参考1は先日御紹介させていただきました指標、成果目標の進捗状況、参考資料にも一覧表を掲げてございますけれども、今、第3次計画で掲げた成果目標のうち改善しているものが64項目80%でございますが、うち既に目標として掲げた最終目標の数値を達成しているものが10項目12.5%となっております。

計画策定時から数値の変化がないものが1項目。改善が見られない、悪化しているというものが9項目ございます。あとは数値の把握方法が策定時と異なる等により比較できないものが5項目ございます。具体的な項目は次の7ページに別添で掲げさせていただいております。

参考2として、これまでに出示された幾つかの論点を掲げておりますけれども、例えば数が膨大であり、もう少し絞って重点化すべきではないかという御意見。あるいは逆に数値目標というものが多の方が現場の取組を促すという点では効果があるのではないかと。実効性が担保できるのではないかと。あるいは政策のフォローアップに使えるものとするべきではないか。現状では目標実現のための政策が必ずしも明らかでないものがあるのではないかと。目標とすべき指標に対して、その背景に重層的な関係としてある指標も併せて見ていくべきではないかといった御意見。あるいは達成できない目標は皆あきらめてしまう。もう少し背伸びすれば実現可能なものとするべきではないかといったような意見がこれまで出されていたと承知しております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

事務局も何度か繰り返していましたが、今の説明はあくまでたたき台ですので、これをベースに今から議論を始めたいと思っております。時間も1時間ぐらい取っておりますので、皆さんからの御意見を伺いたいと思うのですが、順番にやっていくのもいいのですが、全部、今の数値目標も成果目標も含めて、皆さんが議論しやすいところから議論をしていきたいと思っております。

特に第4次計画の別紙1に出ている参考の考え方の再編ですね。大きく4分類、大分類

をしまして、そこに11分野まで中に盛り込んでいるという考え方、こういうことでもいいのかどうかといった問題もありますし、第3次基本計画の中の目玉商品として、男性について表に重点分野のタイトルを出したわけですが、これを基本的な方針の中に入れていく。要するに横断的なものに男性の問題は全部かかるんですよといったことです。そういうような考え方があるわけですが、それもそれでいいのかどうかといったようなこと。今の説明に対して皆さんの御意見を是非伺いたいと思っております。

この資料2についての細かいところの説明というよりは、むしろ皆さんの方でここはこうすべきではないかといった考え方ですね。それについて是非お伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

成果目標も大分、今の経年変化ではとらえられないもの、5年に一度とかそういうものについての扱いというのはなかなか悩ましいところがあるわけで、それについても今、こういうようなことで問題提起をしていますので、そういう問題についての皆さんの御意見もお伺いしたいと思っておりますが、どなたからでも結構ですが、御意見ありますでしょうか。

○勝間委員 この男性を前面に持ってくるという考え方は賛成でして、私は極端な話、男女の比率が半々でいいのではないかと思います。書くものの比率が。現在、多分第3次ですら9対1ぐらいだと思うのです。女性対男性の記述の比率が。それに対して男女共同参画と言うからには、ほぼ半々ぐらい話を持って行って、その中で男性と女性がどのような施策であり、規律であり、文化の違いでありということ乗り越えていかなければいけないかというようなことで、もっと私は前面に男性が出てもいいと思いますので、1つの意見として述べさせていただきます。よろしく願いします。

○鹿嶋会長 前面に男性というのは、基本的な方針の中で書き込んでいくことですか。

○勝間委員 基本的な方針どころか、全部門にあってもとにかく、要するに男女共同参画と言っている割には女性共同参画みたいな形になっていて、これまで余にも女性に関する記述ばかりである。その論点をもう少し男性と女性がどうしたら共同で行われるかというように、今でもまだ男性がゲスト扱いだと思うのです。この書き方は。そうでないのではないかという意味です。

○鹿嶋会長 基本方針に入れると男性は埋没しないですか。

○勝間委員 だから男性埋没ではなくて、女性の読み物で男性がちらっと出てくるだけではないですか。今の書き方ですと。それをもう少し改めませんかという提案も含めて、方向性に賛成という意味です。

○鹿嶋会長 分かりました。ありがとうございます。

今、勝間委員から意見が出ましたが、では辻村委員。

○辻村委員 再編の具体的な内容に入ります前に、先ほどの調査の効果のフォローの仕方について論点がありましたので、時間的なことについて1点お尋ねしたいと思います。

前回、1月9日の第9分野についてのフォローアップにおきまして、例えば第3次計画

で性犯罪に関する罰則の在り方を検討するという項目があります。第3次で検討することになっているので、第4次では検討結果を踏まえて次の課題を出したいと、私は女性に対する暴力専門調査会の会長としてずっと思っていたのですが、法務省にお尋ねしたところ、27年度末までに報告いたしますという回答だったわけです。

27年度末というと来年3月ということでして、これから第4次の基本的な考え方をまとめるのにも間に合わないし、実際問題として本年12月に閣議決定をしていただくということであるとすれば間に合わないわけです。5か年の計画なのでそのように進めておりますという回答だったわけですが、検討結果を踏まえることができないというのは、やはりどこか問題がある。

もちろん第3次計画を実現しようと思って有識者の検討会を組織したわけではないという背景があることは承知しておりますけれども、そういうタイムラグをどのように克服するか。先ほど5年に1回の調査だと分からないという話があったのですが、それと同じような形で、これについてどのように認識されておりますかということがまず第1点です。

これについては恐らく中間報告を出していただくとか、時々方向性を確認しながらやっていくとかしないと、ばらばらなものになる。結局こちらで第4次計画をまとめたとしても、その直後に今度は全然違う報告書が出てくることもあり得るわけです。ですから、前回の1月9日に何度も私が法務省に御質問をしたのですが、その方向性はまだ分からない、今検討が始まったばかりでどうなるか分からないという回答だったものですから、そういう場合にこの4次計画というのはどういう前提で議論を始めたらいいいのか、という問題が第1点です。

今、勝間委員から具体的な男性の問題について出ましたので、それに関連することを第2点として申し上げます。第3次計画のときに、今後取り組むべき喫緊の課題というものを4つ挙げているのですが、その第1がポジティブ・アクションの推進だったのです。今日のお話ですと、もちろん202030のところは旗を下ろすわけではないのですが、喫緊の課題の1番目だったものがどこにも出てなくて202030のところに関係があるだけだとすると、何か喫緊の課題について5年間たって何も成果もなければ検討もしないのかという印象を与えてはいけません。総論のところではそれなりの総括をして、そして旗を下ろすのではなくて、この課題は一朝一夕にできるものではないということは分かっておりますので、継続的な課題であることを書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

種類の違う内容を2点述べましたけれども、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 タイムラグは大変難しい問題だと思うのですが、辻村さんはどうすればいいと思っているのですか。

○辻村委員 法務省に中間報告のようなものを出していただくとか、あるいは方向性だけでも示していただくとか、整合性をなるべく図れるように情報を共有しながら進めることを確認しておかないと、全く別の会合で検討していますので、今、始まったばかりですから内容については何もお答えできませんというように回答されてしまったら、やはりよろ

しくないのではないかと危惧しております。

○鹿嶋会長 そのとおりだと思うのですけれども、事務局は何かコメントありますか。

○辻村委員 事務局の方で少し考えていただかなければいけないと思います。

○武川局長 法務省で検討会が立ち上がっていて、暴力の専門調査会から平成24年7月に出していただいた報告書も第1回目に配付されております。ですからこちらから出した報告の内容も検討の土台なっていると思っています。確かに第3次基本計画の期間は5年間ですので、来年3月までの期間ではあるのですけれども、この検討会の進捗状況などについては、過去既に4回ぐらい開催されておりますので、今後の検討の進展でありますとか、そういうものはきちんとウォッチして、こちらの暴力専門調査会でも御議論いただくときに、整合性がきちんと図られるようにということはやっていきたいと思っています。

○辻村委員 よろしくお願ひしたいと思います。

○武川局長 ポジティブ・アクションについてはおっしゃるとおりでございます、その辺も踏まえて御議論をいただければと思います。基本的な考え方には重要なステークホルダーをきちんと位置付けたらどうかというたたき台を出させていただいておりますが、もちろん基本的な考え方は重要なステークホルダーだけ書くのではなく、現在この男女共同参画ということに関してどんな課題が一番重要であるとか、そういうものはもちろん書き込まれるわけでございますので、その辺も位置付けていただければと思います。

○鹿嶋会長 ポジティブ・アクションは継続的な課題、第3次は喫緊の課題だったのですが、私は辻村委員とは逆に、第4次というのはむしろ202030がかなり全面に出てきているわけでしょう。だからそれが強過ぎる結果、その中に当然ポジティブ・アクションも入るわけです。それが薄まるとか何かという議論ではなくて、むしろ逆に強まってくるはずなので、これで見ると202030が出てき過ぎているかなと。第4次計画のポイントになる課題ですから、強まるのは当然なのですけれども、そういうふうにと考えると今の様な危惧はないのではないかとと思うのです。ここで意思統一をすることはないので、いろいろな意見を聞いておきたいというのが私の考えです。

○辻村委員 政治分野のポジティブ・アクションということで何ができたかという、各政党に回って女性候補者を増やしてくださいと依頼してきましたというのが実態のようです。では、依頼した結果、今年の選挙でどうだったかという、ほとんど女性議員が増えていないし、8%が9%になりましたという程度で、30%には全然届かないわけですね。5年間たってそれでいいのかという問題がどうしても残りますので、そこについてはきちんと意識して、続けていかないといけない。旗を下ろしてしまった印象はよくない、と思っております。

○鹿嶋会長 何となく引き続きとなっておりますね。この間、議論した全部が引き続きになっているということでしょう。

○辻村委員 みんな引き続きになるのですけれども。

○鹿嶋会長 ほかにどうぞ。今日はいろいろな意見を伺いたいと思いますので、どうでし

ようか。

○鈴木委員 今日各府省庁からのヒアリングを踏まえた議論の最初の会だと思しますので、第4次計画の策定に向けた論点を考える際の論点として意見を申し上げます。1つは今、事務局から御説明をいただいているのは、第4次計画で何を一番やりたいのかについて、可能な限りプライオリティをつけていくべきではないかということです。分野間のプライオリティもあるでしょうし、分野内でのプライオリティもあると思います。第3次計画のフォローアップをしているわけですので、場合によってはこれまでの取組の中でやめることもあってよくて、それによって浮く資源をうまく配分して、重点化していく。男女共同参画の分野には、財政的な予算や人的な意味も含めて資源配分をもっと増やしたいわけですが、そこは費用対効果を考えて、これまで以上に戦略的な打ち出し方をすることで第4次計画に必要な政策資源を確保すべきではないかと思えます。

また、シンプルかつ中立的な意味でのジェンダーイクォリティということを超えて、今、成長戦略の観点から女性が注目されている、あるいは政策的に取り上げられている局面だと思います。今日決まった政府の予算案もそういった性格が含まれているわけです。政権選択と呼ばれる総選挙が終わった直後のタイミングですから、今の政権が長期間続くという前提に立つとしますと、今の政策の潮流に乗ると言うと言葉がふさわしくないかもしれませんが、それをどの程度意識するのかしないのか。成長戦略において女性の活躍推進が柱の一つになっていることを考えずに、独自路線でここでの議論を進めるのかどうか。それはゼロかイチかではないと思えますけれども、第1回の会議で申し上げましたが、私は男女共同参画社会の実現を加速させるチャンスだと思いますので、プラグマティックなスタンスに立って考えてみてはどうかというふうに思います。

それから、東日本大震災後の初めての基本計画改定ですので、防災と復興に力点を置くべきです。足元でも今、火山の動きですとか地震などの自然災害に対する危機感が非常に強まっていますので、第4次計画で防災分野にどれだけ力点を置けるかは極めて大きなポイントであると思えます。

それから、フォローアップを受けて感じたのですが、数百万人、数千万人という非常に多くの人々に関係するような、社会のアベレージに影響する議論と、数千人、数百人といった単位で、ある意味ではマージナルな問題についての議論が混在しているように思います。混在せざるを得ない問題かもしれませんが、マージナルな問題にどう取り組むかということは社会の奥深さが問われる問題ですが、両者の違いを意識しなくていいのかという問題意識を持ちました。

最後に、既に制度があるのだけれども、それが知られていないので使われていないとか、あるいは制度の使い勝手が悪いので使われていないという問題と、必要だけれども制度が備わっていないという、二つの問題があると思えます。フォローアップを受け、その点の整理も一度つけてから具体的な議論に入っていく方がいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の鈴木委員の意見はどうですかね。あえてひといいわせてもらおうと、女性の活躍を成長戦略の中でプラグマティックにやっていくということなのですが、男女共同参画となってくると、それだけでは私はだめだろうと思っているのです。要するに男女共同参画とはジェンダーイコリティー、ジェンダー平等社会の形成が最終目標になりますので、経済戦略としての女性、もちろんそれは結構なのですけれども、もう1つ、いわゆる人権です。そちらの問題も大きな柱であって、やはり男女共同参画になると議論がかなり重くなってくることは確かだと思うのです。だから、そういう中でバランスよく計画自体を持っていく必要があると私は思っているのですけれども、ほかに何か御意見ありましたら、どうぞ。鈴木委員の問題提起から離れても結構ですし、皆さん独自の意見でも結構ですが、どうでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。

今、鹿嶋会長がおっしゃったことをまさに発言させていただこうと思ったところでした。先ほど勝間委員からも男性をもっと半分程度というお話があったのですが、私も男女共同参画というのは単純に男性、女性を全く同等に扱うというよりは、これまで女性に対する差別があった。女性が参加できてこなかったことを引き上げるという意味では、女性差別撤廃条約の考え方がかなり根本にあると思っていまして、男性が重要なパートナーであるということを明確に位置付けることには大変賛成なのですけれども、やはりそこは、これはそういう意味で言いますと、誤解を恐れずに言いますと、いわゆるジェンダー平等と言われる女性にむしろ焦点に当てた計画だという性質は、4次においても変わらないし、変えるべきではないのではないかと考えております。

今の成長という観点から女性の活躍ということに焦点が当たる。これ自体はいいことだと思いますし、今日お配りいただいたものの資料2の2ページのところで4次計画のポイント。一番最後にも女性の活躍推進に向けた我が国の取組を国際的に発信する。これは大変いいことだと思っています。

ただ、ここで国際的という言葉が出てくることに関連して申し上げますと、そうであれば国際社会において基準とされている女性の人権、女性の差別をなくすということについて、日本が一体それを果たしているのかという、やはりマイナスの面というのはどうしても目を向けざるを得ない。そこがプラスに女性を引き上げていこうということに焦点が当たり過ぎる余りマイナスの点が消えてしまう。そこをやらなければいけないということが4次から少し比重が低くなるとすると、それは私としては賛成ではありません。

私は監視専門調査会の委員として今回ここに参加していますので、この観点から全体的なことを少し申し上げたいのですが、先ほど辻村委員がほかのサイクルのこととの関係をお話されたのですが、私の関心は女性差別撤廃条約の審査とのサイクルの関係です。3次のときには随分女性差別撤廃委員会からの最終見解といいますか、勧告が3次の中に盛り込むんだ。3次の中に盛り込んで、それを実行することで勧告についても実現していくということが随分いわれていたと思います。ところが、次の女性差別撤廃条約の下での審

査は今年論点が出されて、次は2016年になるのでしょうか。平成28年2月に予定されています。そうすると、それが出るのが平成28年の何月になるのでしょうか。2月に審査があって、その後、出ると思うのですけれども、それは第4次にはうまくサイクル的には入らないと思っています。そこをどうしていくのか。

4次に入らないことは仕方ないと思うのですけれども、前回の女性差別撤廃委員会からの勧告も積み残しがたくさんありますし、そういう意味で言いますと、私自身、監視専門調査会の委員をさせていただいて感じましたのは、3次、4次に入れていくこともすごく重要なのですけれども、それとは別に女性差別撤廃委員会からの勧告は勧告として、きちんとそれをどう実行するかということを追っていき、体制は考えていかなくてはならないのではないかということ、全体的な話として申し上げたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の意見について補足したいという人、おられますか。

では、今度は全く違う意見で結構ですので、皆さんから意見があればどうでしょうか。特に別紙1のまとめ方ですね。第1、第2、第3と分類して、第4分類は推進体制ですけれども、推進体制の中にはジェンダー予算とか入れておりますので、これもその意味では画期的なものだろうと。これがきちんと入ってくればですよ。どうぞ。

○天日委員 まとめ方についてなのですが、このたたき台のたたき台のたたき台という案を拝見して、それほど違和感はないのですが、ちょっと私が今回フォローアップして感じたことと言いますと、男女共同参画と言っても非常に広い分野で項目が立てられているという印象を受けました。それは本当に1つ1つ大事だとは思いますが、例えば貧困とか引きこもり、若年期の自立ですとか高齢男女の社会参画とか、これは男女共同参画の分野に入る大事なことだと思うのですが、引きこもりは引きこもりでそれぞれ専門分野でそういうことをやっている世界があって、これだけ難しい課題を抱えている男女共同参画の中でそういうものが入っていてもいいのですが、メリハリという点ではもっとジェンダー関連で大変な部分に何か精力を割いた方がいいのではないかという印象を受けました。もちろんそういうことが大事ではないということではないのですが、そういうことは少しメリハリというか、プライオリティの点で配慮してもいいのではないかという印象を受けました。

それから、これは有村大臣が最初的时候に、男女共同参画は総論は賛成でも、各論になると反対が多くて壁にぶつかるというお話があったかと思うのですが、まさにフォローアップをしても、総論はいいのだけれども、各論のところ壁にぶつかる。男女共同参画をやって企業としてやっていけるのかという具体論のところ壁が出てきていて、そういう問題に関して第4次計画で絞ってやっていく。何かそういう方向はできないのかなと今、そういうことを感じました。

○鹿嶋会長 引きこもりという問題、確かに天日委員のおっしゃるような点もあると思う

のですけれども、逆に言うと貧困の女性化という問題、特に高齢女性の貧困の問題がありますね。監視専門調査会でも議論してきたのですが、女性の貧困は何をもたらすかという問題があつて、それは次の世代への連鎖という問題、それから、なかなかそこから抜け出られないという固定化の問題などがあるのです。そうなってくるとどうしても貧困の問題とか引きこもりの問題というのは、その分野だけを特化して我々がやる余力も力もないのですけれども、やはりこの計画の中である程度カバーして書いていかないと、全体を網羅する男女共同参画基本計画にはなりません。だからどうしてもそのあたりは切れないというのが私の考え方なのです。優先順位をつけてしまうと、そこから漏れた女性の一生はどうなるのかという問題。そこがまた大きな問題になると思うのです。

○天日委員 言い方がまずかったかもしれないのですが、私も女性の貧困の問題は非常に大事だと思いますし、貧困というものがここに取り上げてあることは非常に大事だと思うのですけれども、その中での書き振りというか、貧困なら貧困の中での、あるいは高齢者の問題も大事だと思うのですが、その中での書き振りにもう少し工夫があってもいいのかなと、そういうことを思いました。

○鹿嶋会長 それから、私は皆さんの言っていることに一々反論しているわけではありませんので、どうぞ自由に言ってください。

○松下委員 静岡市の女性会館で指定管理者をしております。7年前に指定管理者になったときに、計画が2次から3次へちょうど入れ替わったところでした。計画を職員研修で読み比べ3次は分かりやすく、いい計画になったと2次に比べて思いました。4次のことも後退しないかと心配していたのですけれども、重なっている部分を整理したり、とてもすっきりした計画になっていきそうだということで全体をお聞きしていました。

特にジェンダー予算・統計を追加するということは賛成です。それから、地域における男女共同参画推進の基盤づくりを追加するということも賛成です。今、女性の二極化ということ、今の御発言にも関係しているのですけれども、上を目指したい、活躍したい女性は、静岡ですと就職先も少ないので、横浜や東京に出てしまつて、静岡市の女性の中には非正規労働も増えていますし、地方では女性の活躍なんて言っていられない状況もあります。

ジェンダー統計の中で男女別統計がとれないニート女子の問題なんかもすごく私は気にしてまして、ニートと言うと、いろいろなところの支援センターに行っても男性ニートに対してはすごく、親も心配して参加しているのですけれども、女子ニートというのはなかなか家事手伝いなどで見えにくくなっています。横浜市を初めとする全国の女性関連施設で幾つかニート女子の支援をしているところもあります。今、私たちのところでは学習支援の場の提供もしていますけれども、大学生に勉強を教えてもらっている中学生は圧倒的にシングルマザーの家庭のお子さんで、とても厳しい状況があります。そういうところをきちんと支援していかないと、何のための女性関連施設かというふうになってしまうと思っています。地方からの声としてお伝えしたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかには御意見はどうでしょうか。

○二宮委員 まず4ページのところで、考え方により再編した場合というところで、基本的な考え方の中に女性の参画拡大とか重要なステークホルダーというところが入っているので、ぶれはないかとは思いますが、このような分け方をしたときに3のところで女性の安全・安心の確保というところで11の防災・復興とかが出てきたときに、印象としては保護の色彩が強くなるようなカテゴリーになってしまって、そうすると参画とか主要な担い手というところが、ここだけを読んだときでもきちんと分かるような形で工夫して書いていかないと、部分読みされたときに曲解されないことが多分大事だろうなというところが少し気になりました。

あと、今いろいろ議論が出ているのですけれども、真に実効性のあるアクション・プランということで、実効性ということを考えたときに、基本的にこの場所とかで議論していることが府内、省内、省庁間で共有できるかどうかということが、まず多分一番最初のスタートラインだろうと思われるのです。

例えば今回、内閣府がホームページを変えました。今までは男女共同参画というのはトップページを見ると、一応、小さいのだけれども、バナーがあったのです。なくなってしまう。これが27年に一応、用語の周知という意味で言えば100%を目指しますという計画が挙げられながら、一方ではそういうような形で動いていってしまう。

その意味で実際に先ほど天日委員から出ましたけれども、防災・復興の議論をしていったときにガイドラインを男女共同参画の方でも作りました。防災の方でも作ります。そことの間のいわばやり取り、そこがうまく連携がとれていないという状況が見てとれる。先ほど法務省の話も出ましたけれども、やはりきちんと連携をとっていく。共有を図り浸透していくということが、4次計画の中で1つ重要なポイントになってくるのではないかと。

その際、監視機能の強化といったときに他機関で何をされていて、そこに対してどういう形でアプローチできるのか。その道筋とかを少し作っていただければありがたい。かつ、地域で実際にやっていくに当たっても47都道府県や政令指定都市では男女共同参画の審議会があるわけで、その意味で言えばそこでもウォッチ、監視する機能というものは多分行えるはずなので、そことの関係性をもう少し作っていかとか、それが推進体制づくりの中では1つ重要になってくる。

あと、推進体制を作っていくに当たって、聴く会とかでいろいろ出てきたときに、次世代、若い世代にどう引き継ぐかというのが大事ということが言われ続けているところなので、核となる次世代の層を作っていくこと。これが第4次のところ、次にどうつないでいくか。動ける人をつくっていくやり方。そういうところについても入れていってもらえればという印象を持っています。

○鹿嶋会長 防災については、Ⅲの枠では違和感がありますか。

○二宮委員 違和感はないのですけれども、書き振りによっては結局、保護の色彩だけが

強く出てしまう。それだけは避けてほしいということでございます。

○鹿嶋会長 分かりました。

宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 第4次の計画において、防災復興を独立させるということについては、是非進めていただきたいと思っております。今回の震災が発生すると同時に、この男女共同参画に関する課題はというのは大変様々に顕在化をいたしました。これは今、二宮委員がおっしゃったように、女性も数々の困難を抱えましたから、つい弱者という意識を持たれがちですけれども、しかし、地域の中で今回の災害時に様々な力を発揮して支援に回ったのも女性であるということも確かでの意味では、女性自身にも大いに力があるという、そういった位置づけ意味の扱いをこの計画の中でしっかりと打ち出していきたいと思えますし、この震災を機に様々な起こった男女共同参画の課題というのは大変に分かりやすく、多くの人に伝わりやすいというのがあるのです。つまり今まで見えにくかったところが大変明らかに明確に出てきたということです。そういったものが今まで男女共同参画に関する意識を余り持たなかった人たちに対しても説明しやすいという、これは結果として必ずしもいい結果ではないのかもしれませんが、そういう伝わり方が大変。ですから、そういった男女共同参画の意識を意味では意識を広げる意味でも、防災をというものに今回は第4次計画の中でしっかりと強調した形で打ち出していきたいと考えております。

○鹿嶋会長 災害弱者と言うときに、女性はもちろん入ってくるわけですね。老人と女性と子供は。

○宗片委員 いわゆる災害弱者というのは女性に限らず、被災地ではお年寄りもいらっしゃいますし、障害のある方も、子供たちも全て災害弱者と言えば弱者であるというわけですので、その中にはもちろん多く女性たちもいるわけですけれども、しかし、同時にその人たちの支援をしているのも女性たちであるという意味では、大変重要な視点ではないかと思えますし、そうした人たちの困難を把握しているのも女性たちであるという点で意味では、この女性たちの活用といいたいまいしょうか、女性たちが力をしっかりと発揮できる仕組みと環境づくりが必要です。をとというのも今、大変に重要だと。これが地域の防災の担い手という形で位置付けますと、まだまだ地域の中では女性たちがリーダーとして中心的な立場で力を発揮することは難しい状況があることも事実ですので、地域の防災の担い手として実効性のある形で位置づけていくそちらについても手当が必要があるとだろうと思えます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

○五條委員 1点目は地域における推進体制のことが今回、4次計画で大事な議論になるかと思えます。そのときに、この国の4次計画で数値目標、成果目標を設定しているものを受けて、分野によっては、あるいは地域によっては地域ならではの数値目標の設定を考えることもできるような書き方も必要ではないかと思えます。

例えば現場で男女共同参画の自治体の条例案づくりに関与している、例えば我々農山漁村関係の人たちも、条例案づくりの検討会の中に農山漁村分野として1人だけ入っていたりする。そういうようなことがあるのですけれども、それで議論するとなかなか細かな言葉までは条例には入らない。割と大ざっぱな言葉になっている。そういう場合、どうすれば自分たちの思いが届くだろうかという議論をよくされる方があります。

そういう議論の中で経験者の先導的な方の中には、それでは条例を踏まえて我々はプランの方にいろいろな思いを書き込んだんだよという議論をしてくれるアドバイスがあったりして、それぞれの自治体において例えば男女共同参画の条例を作ったとしても、それを受けたもっとラフで、もっと現場に沿ったプランを作ろうという勢いがある、その中にこの国の作った基本計画の数値目標がそれを受ける形で現場ならではにアレンジした数値が出てきてもいいのではないか。そんなところを計画の中に書き込むことも大事ではないかと思えます。

恐縮ですが、もう一点、男性の位置付けをどうするべきかということについて、私も先ほど来から出てきた議論のように、男女共同参画の中で今この時点ではまだまだ女性参画を進めていかなければ、男女共同参画として目指す姿になって行かない。その過渡期であるから、女性参画というところを重視した計画案という形にはなるだろうと思えます。ただ、男性の関与をもっと全面に打ち出すという議論も非常に大事なことで、その女性参画を本丸として今、当面進めなければいけない課題に対して、男性がそれならばその場面でどう関与すべきかということ随所に書き込むことも大切ではないかと思えます。

農村で共同参画の議論をしようということで集まりをしたりすると、いまだにこういうことがあります。女性の方ばかりが集まってきて議論を一緒にして、私もその中に加えていただいて議論をして、終わってから、その集まりの主催者級の人が「こういう話はお父さんも一緒に聞いてほしかった。」と終わってから言うのです。女性参画を進めることが共同参画の今、大事な課題なのですが、そのいろいろな女性参画を進める中でどう男性の関与を進めていくべきかというところで、書き込むべきことは書き込む必要があるのではないか。そんなふうに認識しております。

以上です。

○鹿嶋会長 1つ質問なのですが、国の数字を地方ならではにアレンジというのは、具体的にどういうふうに変更するのですか。

○五條委員 どうしても30%というものがあらゆるところで基本的な数字だという意識になってきます。そうすると、分野あるいは地域によっては現状がどうなのか。そこからどうステップアップするかという現状の数字を踏まえた努力目標を掲げることで、必ずしも30だけではないんですよという当面の目標を打ち立てる。それから、言葉の使い方についても、これは2次計画、3次計画のときにも随分議論があったかと思うのですが、例えば指導的地位という言葉、その指導的という言葉がどうだろうか。その言葉をもう少しアレンジして中心的なとか、あるいは主体的なとか、あらゆる言葉において地域社会で取り

上げられているものを的確に用いて、もっとアレンジしていくように作っていくべきだということを、推進体制の中での取組方として、その重要性というものをしっかりうたうべきではないか。そのようなイメージを持っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。どうぞ。

○岩田委員 男性の問題ですけれども、私はここが一番の根っこだと思うのです。例えば経済の分野で雇用の分野でも農業の分野でもそうだと思いますけれども、女性がまだまだ十分活躍できていないのはなぜかという、突き詰めて言えば男性型の価値基準といえますか、それが意識だったり行動の基準になっていたり制度設計の思想の土台になっていたりする。そこをやはり変えないとだめというのが、逆にそこさえ変えれば、放っておいても女性はもっと活躍するようになると思うのです。

男性型価値基準というのは、また更に突き詰めれば夫が主たる経済の担い手であって、妻はそれをサポートする。家庭責任は妻が主として担うという、そういう役割分担意識に根差してできているものだと思うのです。ですから例えばうちの中では育児や介護や家事やそういうものはほとんど女性が担って、そして働くところの場では男性型のスタンダードで何時間でも働けますという人でないとなかなか評価がされなかったという、そういうところが大きな矛盾の根源だと思います。

ですから、男性の意識を変えるとか、男性型の価値基準を変えていくとか、男性の働き方を変える。男性の働き方を女性化するということだと思うのです。そういうことだと思いますので、男性問題というのは女性の参画と本当に裏腹で、男性問題に手をつけなければ次のステージにはいかないと思います。それがここにいろいろ課題が出ていますけれども、ずっと底辺に流れているものというのはそういうものだと思うのです。政策決定に女性の参画が少ないとか、民法や税制などのそういった制度設計に問題があるとか、全てそういうものではないでしょうか。ですから役割分担意識に基づいているような意識とか、男性にとって当たり前だとされてきたような価値観だとか、そこを覆すことが一番の根っこであると思います。したがって、男性問題というのは真正面から取り組むべき課題かなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、種部委員。

○種部委員 基本的な考え方、今までのものを再編する形に書いてあって、柱は3つにして目的とするところで何をしたいのかということが明確化されておりすごく分かりやすいと思います。それぞれの分野でももちろんオーバーラップはするのですけれども、目的とすることを分けることはすごく賛成なのです。

特に1番目というのは多分この国にまだ残っている女性の力を発揮するということで、イノベーションの部分を目指していると思うのです。2番目というのはもともと本来言っているジェンダーイクオリティの部分で日々の生活だとか、仕事だとか、その基本的な

ものに対するところだと思うのです。3番のところは女性のというふうに書いてあるのですけれども、先ほど大谷委員が言っておられたように、マイナスの部分だけをスポットを当てたらどうかと思います。例えば貧困の問題もどうしても男女の差がすごく大きく出る場所ですし、働き方もそう、健康支援もそうなのすけれども、女性の方が長生きで健康寿命が短くて、そこにかかる介護の費用、この国の人口がどんどん減っていくのにどうやって支えるんだということは、女性にスポットを当てなければいけない部分だと思うのです。

ということで、社会の中で不利になっている部分だけをスポットを当てる。そういうところをあぶり出していくという形で描くとか、生涯を通じた女性の安全・安心だけではなくて、女性以外にも子供も含めて見えなかった部分のあぶり出しを是非もう少し前に出していただきたいと思います。

○鹿嶋会長 防災・復興は、ジェンダー平等のⅡのほうに。

○種部委員 私はそう思います。防災復興というのは危機管理、日常生活になくはないことだと思うので、むしろⅡの部分で、当然、平常時にできていないことが危機管理としてできるわけがないというところがありますので、ふだん社会システムができていて、ジェンダーイクオリティーができていれば、その上に防災があつたりとか生活があつたり教育があつたりということだと思うので、むしろⅡではないかと思いました。逆にⅢには生活困窮者、貧困の問題、世代間連鎖の問題、賃金の格差、女子差別撤廃に関して日本は非常に不利な部分がいっぱいあるわけす。そういうものすとか、社会慣行だけではなく女性の不利な立場といいますか、そういうものをあぶり出していかないと埋もれてしまうのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 男性と子供についての意見です。

まず子供の方なのすけれども、第3次で男性・子供とくくり出してあつたものが、第4次の今日のたたき台ということすですが、男性は基本的な考え方へ。子供はそれぞれに入れていくというお考えというふうに先ほど伺いました。それは分かるのですけれども、ただ、子供が埋もれてしまうことが懸念されます。例えば子供に対する暴力とか、暴力の根絶の中でも拾われるでしょうし、教育、意識改革でも拾われると思うのですが、3次ときには第3分野で子供のところで子供の健康とか、子供が男女共同参画の担い手であるという点とともに、女性という中の子供の人権すとか、そういう問題がきちんと位置付けられていたと思うのですけれども、そういう面で見ますと3のところⅢのところでもしこれを生涯を通じたということにするのであれば、ここに子供というものが項目で出なくてもいいと思うのですが、入っているかどうかということが少し気になりました。

他方でこれを生涯を通じたというふうに言ってしまうすと、女性の一生を縦で見ているようなイメージを受けまして、その場合、高齢者は確かに入ってくるのですけれども、

第3次である程度、私はきちんと焦点を当てていただいていたと思っていました外国人とかがどういうことになるのかなど。確かに入っているというのは分かるのですが、そういう意味で生涯を通じたという言葉使いがいいのかどうか。むしろ全ての女性のみみたいなイメージの方が、より広く障害者等も含めて入るのではないかと思います。

今、御意見のありました貧困の問題、賃金格差なんかもⅢのところできちんと拾うべきではないかということに私も賛成です。

次に男性なのですけれども、男性が非常に重要というところは私も全く同意見です。そう思いますと、基本的な考え方のいわゆる総論的なところに男性をくくり出してしまって、本当に横断的だから、クロスカッティングだからということできくり出していいのかなどというのは気になります。もしくくり出さないとしたらどこに入れるのかということを考えてみたのですが、例えばということで私自身の意見がまとまっていませんが、1つの案としてはⅡのところ、男女共同参画社会の実現に向けた社会システム・国民意識の改革。ほかにもⅠにも関係すると思います。Ⅲの暴力の根絶でも関係すると思います。ただ、くくり出すとすればⅡなのかなと思いましたし、むしろほかの項目も全部結局お互いに関連して、どこに位置付けようとほかと関連しているので、そういう言うとクロスカッティングなものはたくさんあるから難しいので、あえて男性もくくり出した方がきちんとその中にいろいろなことを書いて検証していくというのは、やりやすいのではないかと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

廣岡委員、どうぞ。

○廣岡委員 何回も出られなかったものですから、今日発言するのが気が引けるのですけれども、幾つかあります。

1つ、男性というのは私も岩田委員がおっしゃったような意味で取り扱うことには大賛成です。もう少し狭く男性と考えてしまうと、どこをどう言ったらいいのか分からなくなってしまいますので、岩田委員のおっしゃった趣旨で、基本そこで押さえていけばいいのではないかと考えています。置く場所はどこかはまた別としましても。

思いつくままではばらばらなのですけれども、防災復興の関係を必ず入れておかなければいけないと思います。Ⅱでもいいし、私はⅠでもいいのではないかと考えているのですが、Ⅲよりもどちらかと言うとⅠかⅡの方がいいのではないかという気が漠然としております。

健康支援の問題なのですけれども、ここから先は私の言葉使いなので、ここに出てくる言葉ではないのですが、一番健康支援で重要なのは女性の性的自己決定権だと思うのです。もろもろ考えてみて最も取り組まなければいけない課題の1つが、10代の人工妊娠中絶の件数が減っていないということだと思います。人工妊娠中絶はすごく減っていて、とてもいいと思うのですけれども、そこだけ減ってなくて、その根っこにあるのは最近の若い女の子はボーイフレンドから求められたときに断りにくいとか、避妊をしてほしいと言う

と性的な経験が豊富ではないかと思われて、それがすごく嫌だとか、そういうものがあって、これはいわば内なる性的自己決定権の侵害だと思うのです。そういう問題がある意味では本当の意味で可能なのではないかと感じています。性的自己決定権という言葉を使えというわけではないのですけれども、1つ感じていることです。

似たようなことなのですが、もう1つ思っているのは、最近、公衆衛生の分野でも貧困の分野だとインクルージョンと言われますけれども、いずれもいわゆる社会学者の言うソーシャルキャピタルの問題だと思うのです。このソーシャルキャピタルの問題に着目できるような形の項目の整理みたいなことを念頭に置いておいた方が大事なのではないかと思います。

例えばですが、女性のエンパワーメントと考えたときに、生涯学習で学びから一歩進んで活動とか授業とかに行く。その学びというのはNPOセンターである場合もあるし、公民館の場合もあるでしょうし、あるいは商工会議所で学ぶということもあると思います。いずれにしても知識を身につけて、そして友達ができて、ソーシャルキャピタルができて、一歩踏み出していく。人生のどのステップ、どのステージからでも、自分の思うような学びを通じてソーシャルキャピタルを形成できるということが、女性のエンパワーメントで決定的に重要なのではないかと思います。

そういう面で言うと、具体的な手段を考えての話なのですが、4ページで言うと教育・学習の学習というところの中には、私は生涯学習プラスアルファNPOセンターの学びとか、商工会議所の学びとか、そういうものも含めて考えていくのが本当はいいのだろうという気がしています。省庁の縦割りで言うと、ここは文部科学省のmatterだからという話になるのかもしれませんが、少しそういうものを枠を広げて考えないと、実践的なものが浮かんでこないのではないのかなという気がしています。

まだ申し上げたいことが幾つかあるのですが、このくらいにしておきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

1つ聞きたいのだけれども、男性についてはどうですか。表題として出した方がいいですか。それとも基本的な方針の中に入れるか。

○廣岡委員 どちらがいいのか分からないのですが、いずれにしても岩田委員のおっしゃったことに尽きると思っています。

○岩田委員 両方です。基本的な考え方と、あとは効果を測定しようと思うと具体的な項目に入れていないと難しいという面もあると思いますので、まず基本的な考え方でしっかり書いていただいて、あとやはり例えば大谷先生言われたみたいにⅡの中に大きい項目を出して、そこでも見る。だから縦の柱を立てて、あとはクロスの要素として非常に強いので、クロスの要素としては基本的な考え方でしっかりかけて、両方が理想的だと思います。

○廣岡委員 無責任になるけれども、一票投じておきます。

○鹿嶋会長 勝間委員、どうぞ。

○勝間委員 誤解があるように思うのですが、私は別に男性の項目を半分にしよと言っ

ているわけではなくて、各項目の女性活躍の推進のために必要な男性側の岩田先生のおっしゃったような何が必要なのかということをもっと書き加えてはどうですかというのともとの意見ですので、誤解ないようにお願いします。

あと、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ章の組み立てなのですが、これも提案なのですが、毎回Ⅰから始まるではないですか。多分これが毎回批判の対象だと思うのです。これを思い切ってⅡから始めてみてはいかがでしょうか。どちらかと言うとⅡが根っこで、結果としてⅠが生まれているのに、常にⅠの話から先頭にするから話が行ったり来たりしてしまうのではないかと印象を持っていますので、これは1つの提案として受けとめてください。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私も欠席が多くて話すのがはばかれるところがあるのですが、全体的な組み立てについては私も賛成です。これだけ大項目にくくり出すというやり方は分かりやすいので、よろしいのではないかと思います。

個別のところになると、メディアが最初にステークホルダーとして出てきていて、それが横断的にほかの項目にかかわっていくというのがイメージしにくいところがあって、男性はまだ分かるのですが、メディアというのは、具体的な主体としてどうあるべきかという話ではなくて、むしろシステムとしてどういうふうにするべきか、メディアの活動がどういうふうにあるべきかという話ですので、むしろⅡなのかなと。そういうふうにと考えると、基本的な考え方のところには男性が入っているのもⅡでいいのかもしれない。これは少しどちらがいいのかよく分からないところがあります。

○鹿嶋会長 いずれにしても、男性の場合には基本的な方向と第2分類に入る可能性があるということですね。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 意識改革という課題を4次計画でどう位置付けるかということに関連して意見を申し上げたいのですが、事務局のこの案はⅡのところを教育・学習の後に持ってくるという案ですが、意識改革というのは全体にかかわる課題ですので、そういう意図ではないと思いますけれども、こういうふうになると意識改革が少し狭く受けとめられかねないという危惧がございます。

それとの関係で、今、大谷委員と山本委員がおっしゃったことに私は基本的に賛成なのですが、男性の意識改革を含めた大人の意識改革がとても大事なわけですから、それは全体としてⅡのところきちんと位置付けて重点化する必要があるのではないかと。それで男性、メディアというものを基本方針の中に横断的な視点として入れ込むことには、かなり書き込みをしないと分かりにくい点もあるのではないかと。特にメディアのところは今、山本委員と同じような違和感を感じております。こういうところに突出することに違和感があるというのが率直な感想です。

一番申し上げたいことは、この意識改革を教育・学習というところに持ってくることは違うのではないか。意識改革は全体をカバーしているので、この位置付けでは誤解を招く可能性があるというのが私の危惧です。

以上です。

○鹿嶋会長 高橋委員もメディアは基本的な方針でステークホルダーにしないで、この中のどこかに入れていくという話ですか。

○高橋委員 その方がいいと思います。要するに基本方針が横断的視点に突出していることに多少違和感があるといいますか、それは重点課題であって、全体を貫く横断的視点ということで盛り込むのとはちょっと違うのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

天日委員、どうぞ。

○天日委員 メディアに関してなのですが、私も基本的な方針に入れることに反対ではないのですが、全く基本的な方針ということだけになってしまうと第3次計画の中にあつたメディア分野における女性の参画の拡大とか、そういったところが薄れてしまうのかなという危惧を感じます。したがって、メディアで1つ独立でなくてもいいのですが、項目の中の例えば意識改革の中に一緒にするとか、基本的な方針は基本的な方針のところメディアを入れていただくのは、それはそれでいいと思うのですが、何らかの形でそれと別途どこかに入れる必要があるかなということは思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

意識改革は岩田委員も言っていましたけれども、男性の意識改革は大事だということで、意識改革なんかは基本的な方針なのかな。どうなのですかね。こういう議論も今から必要になるでしょうが、ただ、意識改革というのはなかなか進捗状況が見通せないし、意識なんてそんなに変わるのかという感じを私個人的には思っているのですが、でも大事なテーマであることは言うまでもありません。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 すでにご発言がありましたが、女性の貧困のところはこの5年間の中で特に貧困率が進んでいったということだと思いますので、皆さんお話のようにそのところはきちんと書き込んで、具体的にどういう目標を立てていくのかということは、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

先ほどから出ている意識の改革のところなのですが、NHKでも5年に1回、国民に意識調査というものをやっています。これは割と研究者の方も使っているものなのですが、これを見ますと男女の役割分担意識というものは相当変わってきているというのが具体的に数字で表れています。これは73年からの調査ですから40年間やってきていますが、個人としてはかなり変わってきているのだらうと思うのです。ただ、それが企業風土や制度であったり税制であったり、そういう制度自体が変わっていないということなのかなと私は思っていて、そういった意味では少しずつは変わってきているというこ

とも理解しつつ、頭の隅に入れつつも意識改革を強調していくことになるのかなというふうに、今までの議論と少し違うかもしれませんが、私は思っています。労働組合で議論していても、かなり男性の意識は変わってきたなと思っているので、少しは評価することも必要なのかなと思います。

メディアのところも今お話いただいたとおりで、どこかに項目を立てていただけるとありがたい。メディアの重点項目が出たことによって、私もメディアの出身ですけれども、やはり意識しました。経営者も働いている人も。それは間違いありませんのでどこかで項目として書いていただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 皆さんにまた別視点で聞きたいのですけれども、別紙2のところなのですが、成果目標が80項目あるわけで、先ほど事務局から説明がありましたように、経年変化でカバーできないものもあるわけです。

それから、折に触れてこの数値、成果目標というのは発表になるのですけれども、それについて個々に議論しているかというとしていないのです。そういうものかで終わってしまうようなところもあるわけです。そうなってくると、成果目標をもう少し絞った方がいいのか。ただ、成果目標があったからこそ実効性が担保できたようなところもあるわけです。このあたりどういうふうに考えればいいのかということ、最後にお伺いしたい。

7ページを見ますと成果目標を既に達成しているものと、むしろ逆に悪化しているものとか、いろいろあるわけです。これを含めてということなのですが、どうでしょうか。勝間委員からお願いします。

○勝間委員 たしか成果目標の中に長時間労働の労働者割合というものがあった記憶があるのですけれども、そういったような明らかにキーとなる超重点項目というものを幾つか持ち出して、それをみんなで共有する。それに対してサブの項目については広範に広めにとるという形にしたらどうでしょうか。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○岩田委員 今の勝間さんの案も本当に是非議論したらいいと思うのですけれども、私のもう1つの考え方は、思い切って指標の数を減らすということです。どんな社会にしたいのか、それぞれの領域についてこの5年間で何を目標にするのかということについて、それを何と言うのでしょうか、成果を測れるような指標にしたいなと思います。そうすると、場合によってはそういうものは今は関係する統計調査がなくて取れないということも出てくるかと思うのですけれども、それは内閣府の方で頑張ってもらって、取れなければ調査をするということだと思えます。それぞれの領域で何が一番、どういう社会にしたいのか。そして、そこでは何が一番問題になっているのかということ、本当に領域ごとに1つぐらいに絞るぐらいの気持ちで重点化したらいいと思います。

各省はまた各省でそれぞれ計画を持っていますから、例えば別紙2の5ページの下に書いてあるような、例えば成人の週1回以上スポーツをする実施率とか、こういうレベルの

ものは各省の計画には載るかもしれませんが、もう少し私たちは大きい、何を指しているのか、それがどういうふうに変わっていくのかというところに重点特化した方がいいと思います。

○鹿嶋会長 そうすると、1つの議論としては重点特化。では何をもって重点特化にするのか。項目選びがなかなか難しいですね。それはこれから議論になるのでしょうけれども、この問題についてそのほかに意見があればお聞きしておきたいのですが。

○鈴木委員 私も数値目標はできるだけ絞り込んで、重点分野的な分類があるのであれば、それごとに1つずつぐらいに絞り込まないと、普通の人が見て何を指しているのか分からないと思います。もし、それぞれの現場で何らかの指標がないと取り組む際のインセンティブに欠けてしまうということであれば、補助的な目標は幾つあっても私はいいと思います。

それから、達成できた指標と達成できていない指標があるわけですが、平均的に全体が達成できなければいけないということではなくて、達成できた指標はもっと高い目標を目指すべきで、突出してもいいと考えてはどうでしょうか。つまり日本の男女共同参画社会がどういう特徴を持つのかという意味では、別に飛び出るところがあってももちろんいい。

また、先ほどから議論になっている意識改革は確かに重要です。それをどういうふう目標とする指標として書くのかはとても重要だと思いますが、では具体的に何をすれば意識改革が進むのかということの方がもっと重要だと思うのです。ここにいらっしゃる皆様は意識改革が重要であることを十分認識されているわけですので、その問題にどういう指標を充てていくのが重要だと思います。そうでないとせっかくポジティブ・アクションをやっても、人々の腑に落ちていない中ではむしろ弊害が出てきてしまいますので、各目標と意識改革をセットで考えるべきです。

さらに、先ほど大谷委員が国際的な視点を持つべきであることをおっしゃいましたけれども、そのとおりだと思います。これまで以上に国際比較の観点からの情報を共有して、いろいろな指標で日本がいかにか遅れているかを確認しながら目標設定するのが有用です。世界的には特に東アジアにおいて男女の役割分業意識が強い傾向がうかがわれ、少子化も進んでおりますので、課題先進国日本、アジアのリーダーとしては、国際比較を踏まえた取り組みが国際社会への貢献にもなると思います。

○鹿嶋会長 西委員はどうですか。

○西委員 私はこの問題は初心者ですので、とにかく勉強させていただくということできずと黙って拝聴していましたが、もしかしたら今だから感じる違和感というものがあるかもしれませんので、そのことを数点、せっかく機会をいただきましたので申し上げたいと思います。

数値目標に関する話が進んでいるなかで、お話を戻すようで大変恐縮ですが、1点目といたしまして、最初の基本方針のところ、男性を強調するというところ、確かに男性の意識とか働き方を変えるというのが非常に大きな問題だということは私も認識しておりま

す。

ただ、他方で私が今、学生たち、特に 20 代の子たちを見ていて感じますのは、むしろ女性が現在、何かしてもらえる性、自分たちは保護してもらえる性なのだという甘えを持ちつつある、これが気になっております。

今回、男性が変わらなければいけないということが最前面にも押し出された場合に、その意図自体はよいのですけれども、女性がますます自分たちは優遇してもらえるのだ、保護してもらえるのだということで、自分たちが頑張らなければいけないという意識が育たないのではないかというのを非常に危惧しております。これでもか、これでもかというぐらい学生はいろいろやってもらっています。就職活動をして、何か差別を感じたことがあったらすぐ言えばいい。就職センターに言えばすぐどこかに言って解決してもらえるとこのもありますし、自分で何かを切り開いていくという意識が非常に今の若い子には欠けているように感じております。

ですから、そのような形で全てを男性の責任というそちら側が変わらなければいけないというふうに持っていくというか、そういう印象を与えるような書き方をしてしまうのには問題もあると感じております。

2 点目ですけれども、私は今回この調査会にかかわらせていただくまで、202030 という言葉を聞いたことがありませんでしたし、第 3 次基本計画というものはっきり知りませんでした。今回勉強させていただきましたけれども、多くの若者は知りませんし、たとえ、読んでも、それで何？と思ってしまう。

つまり、これを進めると私たちにとって何がよいのかというのが一般人には必ずしも見えないのではないかという気がいたします。最初のところに男女共同参画社会になるとか、男女の人権が尊重されるとか書いてありまして、その意義は非常によく分かります。分かるのですけれども、202030 と言われても指導的な地位の女性が増えるかもしれないけれど、でも私にとって何がよいの？ということをおそらく一般人は感じると思うのです。偉い人にどんどん女性が増えて、でもそれでも私たちに何かよいことがあるの？と一般人が思ってしまふのであれば、非常にそれはよろしくないというか、一番引き上げなければいけない層がそっぽを向いてしまうことになりかねないのではないかと感じました。

そのような意識で見ると 2 ページ目のところには、女性の活躍による経済社会の活性化ということが書かれておりまして、結局女性って利用されるの？という印象を持ってしまふ人がいるかもしれない。ですので、どのようなよいことが一般人にとってあるのかというのはなかなか表には出せないというか、数字としては出せないと思いますけれども、例えば海外ではそれをやったら少子化が改善したとか、あるいは国際社会において日本が名誉ある地位を占められるようになるとか、いろいろあると思いますけれども、何らかの形で基本計画を進めた結果、自分たちに関係があるこういうよいことが起こるのだというものを一般人が理解できる何かがあれば、自分たちの問題として一般の人が考えられるのかなという気がしております。

これとの関連で気になっておりますのは、今の若い子たちの間では専業主婦になりたいという率が上がっているというのがデータとして出ている、これだけ男女共同参画の計画を第3次まで今まで進めてきて、その成果としてこういう負の成果というか計画の目的とは異なる結果が幾つか出ています。そういうものを見て計画遂行が全然足りないのだ、もっと頑張らなければいけないと思うのも1つの方向かもしれませんが、そういうデータが出てきてしまうということが何を意味するのかということも考えた方がよいのではないかという気がしております。

そのような観点から3つ目になりますけれども、計画の立て方として今、非常に綿密な計画を立てられていて、これ全部実現できたら世界的なマニュアルになるのではないかという印象を受けますが、ただ、ものによっては短期的にすぐ成果を出さなければいけないというものと、中期的な目標と、あるいは長期的な目標と、短期・中期・長期という3つぐらいにもしかしたら分けて計画を立てていただくと分かりやすいのかなと思います。

短期的なものについては、先ほどから出ている成果の指標という数字で測れると思いませんし、中期的なものもしかしたらそうなかもしれませんが、長期的なものというのは最終的にあなたは今、幸せですかとか、あなたはこの社会に生きてよかったと思えますかとか、あるいは男女共同参画を進めるのに賛成ですかとか、本当にそういうものでしか測れない、そういうものだと思います。でも、そうであったとしてもどうしても短期的なところに集中しがちですので、もう少し長い目で見られる計画を入れていただくと、次世代にとっても私たちにとっても次は我々がこれをもっと進めなければいけないのだという意識を持てますので、大変ありがたいです。恐縮でございますけれども、感想を述べさせていただきました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

第3次も短期的なもの、中期的、長期的という考え方がありまして、喫緊の課題というものは、とにかく今すぐにでも解決しないといけないんだということで入れているわけですが、喫緊という言葉を使用したものの5年たっても解決には至っていないという現状も浮かび上がってくるわけです。

それから、専業主婦の問題も微妙な問題です。私の個人的な考えとしてお聞きいただきたいのですが、男女共同参画社会基本法の第2条には「自らの意思によって」という文言があり、そのためみんな働くべきだとか、あるいは専業主婦になった方がいいのだなどという発想は基本的にしていません。それぞれ皆さんが、自ら判断すべきことなんだという姿勢を貫いています。ただ、専業主婦リスクというものはあるわけで、当然リスクヘッジも必要ですが、そのあたりの判断は学生であれば彼女たちがいずれ社会人になって経験を積む中で判断していく問題だと思っています。我々の年齢になりますとジェネレーションのギャップがあって、そのあたりが我々の意図するものとは違うような現実が出てきてしまうこともある一因なのかなという感じがしますが、いずれまたこの問題は議論していきたいと思っています。

○辻村委員 今、西委員の御意見を伺っていて、第3次計画の策定期間から比べて、男女共同参画という用語が周知徹底されないのは当然ではないかという感じを持っています。というのは政策自体が、男女共同参画を前面に打ち出して男と女の役割分業を変えようという形で進めるのか、女性の活躍でやっていくのか、という点で、一般にいう普遍化と差異化の路線の違いも関係すると思うのですが、ぶれがあるというか、不徹底なところがあるのではないかという感じを持っています。

例えば、大臣でも女性の活躍大臣名と男女共同参画大臣名と両方あるわけですが、最近では女性の活躍の方を重視していますので、マスコミでも大臣就任のときに男女共同参画大臣ということをやなくなりましたね。少子化担当大臣とか、女性の活躍推進大臣の方になって、新聞に出てくる回数、頻度でも明らかに違っていると思います。男女共同参画の言葉自体、使われなくなっています。先ほど内閣府のホームページに男女共同参画局のバナーがなくなったという指摘がありましたけれども、政策自体に、ぶれとまでは言えなくとも、男女共同参画と女性の活躍との関係が不明確になっている部分はどうしてもあるのではないかと思います。

これについては、以前の会合で、女性の活躍推進法がこれまでの男女共同参画社会基本法とどういう関係があるのか。法的効果においてはどのような上下関係があるのかという質問をしたことがあるのですが、そのときは基本法2条の積極的改善措置の1つとして、ポジティブ・アクションの1つの例として今度は女性の活躍を推進しているのだという回答がありました。男女共同参画を推進する中で女性の活躍なのだという位置付けが明確にあったと思うのですが、一般社会ではむしろ男女共同参画の方が落ちてしまって、先ほど岩田委員が言われたような基本的なところが浸透していかないのではないか。政策担当の方も男女共同参画を余り言わなくなって、女性の活躍の方が分かりやすい、経済成長の方が賛同されやすいということで、今、その流れで政治が流れておりますので、その状況の中での男女共同参画の在り方というものをもう一度基本的なことにきっちり捉え直さないと、男女共同参画という事柄について不明瞭になっている点があるのではないかと。差異化と普遍化という問題はどこにもつきまとうのですが、ジェンダー平等を達成する方法としては、一旦ジェンダーブラインドにするというのは1つの方法なのです。このためか、例えば新聞でも、以前は選挙の時は女性当選者が何パーセントとか、一覧表に載っていたのですが、今は女性候補者の数字もなくなっています。一体女性が全体で何人当選したのだらうと、1人ずつ数えなければいけないようになってきています。ジェンダー平等の路線には両方あるので、両方やらなければいけないのですが、もう一度基本に立ち返るといいますか、基本法を作った1999年のときと現在はどこが違って、女性の活躍と男女共同参画をどのように位置付けるかということをし少し分かりやすく説明していくと、一般にはなかなか分かりにくい。非常に基本的なところですので、今回そこはきちんと書かないといけないのかなと思っています。

○鹿嶋会長 鋭い指摘だと思うのですが、私どもの理解としては、女性活躍推進法と

というのはポジティブ・アクション法という説明を受けていますので、そうなっていきますと女性活躍推進はあくまでも手段です。手段の先に目標、ゴールがあるのですが、目標、ゴールは男女共同参画社会の形成なのです。そういうような単純な理解でいいのではないかと思うのですが、いずれこの議論はこのまま続けていきたい。

○勝間委員 私が2章と1章を逆にしましょうと言ったのは、ほぼ同じ発想だと思います。そこに違和感があります。

○鹿嶋会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、この議論はこれで打ち切ります。いろいろ御意見ありがとうございました。

時間の関係で次の議論に移ります。昨年度の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、お手元の資料3を御覧いただければと思います。ページと目次が並んでいる資料になります。こちらでございますけれども、行政相談制度ですとか、各府省の行政相談の窓口あるいは自治体の担当部署などに、様々な男女共同参画社会形成促進に関する施策等について苦情等が寄せられてございます。こちらで寄せられたものについては各行政機関で個別に処理が行われるわけではございますけれども、その状況について各行政機関から情報提供をいただきまして、男女共同参画局でこれを毎年度取りまとめまして、監視専門調査会に報告をさせていただいております。

具体的に中身に入りますが、資料3-2というところで3ページ目を御覧いただきたいのですけれども、まずその背景といたしまして行政相談委員あるいは人権擁護委員に占める女性の割合の推移を示してございます。こちらを御覧いただきますと女性委員の割合は3割あるいは4割を超えた水準で推移しておりまして、特に人権擁護委員につきましては、女性割合は増加傾向であることが見てとれるかと思えます。

続きまして5ページ、資料3-3を御覧いただければと思いますが、こちらは都道府県、政令指定都市における男女共同参画に係る施策の苦情処理及び人権侵害被害者救済の処理窓口にいらっしゃいます、専従の担当者の方の数の推移になっております。26年と25年を比較いたしますと苦情処理体制、人権侵害被害者救済体制ともに専従の担当者の数は増加をしております。

資料3-4、7ページを御覧いただければと思いますが、こちらは平成25年度中、やや古くなっているかもしれませんが、25年度中に国、都道府県等に寄せられた男女共同参画に関する苦情処理の件数となります。国では延べ512件の苦情処理ということになりまして、分野別では第3次計画で言いますと第9分野、女性に対する暴力あるいは第2分野の社会制度慣行の見直し、意識改革のところについての件数が数字としては多くなっております。

8ページが都道府県ということになります。延べ34件の苦情処理の状況が、報告がございまして、数は少ないですが、分野としては第2分野が多くなっております。

9ページが都道府県及び政令市における苦情処理体制の整備状況ということでございま

して、47 都道府県あるいは 20 政令指定都市全てで男女共同参画に係る施策についての苦情処理体制というものが整備されております。

次の 11 ページ、資料 3-5 でございますけれども、こちらは法務省の人権擁護機関が取り扱いました女性に関する人権相談件数あるいは人権侵犯事件数となります。24 年、25 年の比較では、全体として件数は減少しているということでございます。

(2) は都道府県、政令市ということで、そちらに寄せられた人権侵害相談件数ということでございます。内容的には配偶者暴力に関するものが最も多くなっております。

その後に続く資料 3-6、3-7、3-8 がその詳細な内訳ということになっております。

21 ページ以降、参考資料 1 が都道府県、政令市における男女共同参画に関する施策についての苦情処理体制を一覧にまとめたものでございます。

29 ページ以降、参考資料 3 は都道府県、政令指定都市における被害者救済相談等に関する体制というものの一覧表となります。

なお、そのほか委員のお手元のところだけですが、委員限りの参考資料といたしまして、今回取りまとめた国及び都道府県、政令市における男女共同参画に関する苦情処理状況についての資料をお配りしております。中には個人を識別できる可能性のある情報も含まれ得るということもございまして、例年委員限りということで配付させていただいておりますので、お取り扱いはよろしくお願いいたします。

そのほか机の上に委員限りで青色の冊子、苦情処理ガイドブックというものを配付させていただいております。この冊子は苦情処理の実務に携わっていらっしゃる現場の方々への執務参考用として、平成 16 年から作成、配布をしているものでございます。

事務局からは以上でございます。

○鹿嶋会長 今の説明に対して質問等があればお聞きしたいのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。前回の宿題について厚生労働省から説明してもらいます。よろしく申し上げます。

○厚生労働省(雇用均等・児童家庭局) 厚生労働省です。よろしく申し上げます。

12 月 25 日に委員から 3 点御質問をいただいておりますので、順番にお答えさせていただきます。

まず家本委員からくるみんな税制等に関して、経営者に届いているかの調査についてお尋ねがございました。平成 24 年度にシンクタンクにお願いして調査をしたところ、くるみんなというマーク自体は 8 割の方が知っていて、マークの意味も理解しているということだったのですが、このくるみんなマークを取得した企業が利用できる税制優遇につきまして、なぜ利用しなかったのかと伺ったところ、そもそも税制優遇制度を知らなかったという答えが約 17%ございまして、周知についてはまだまだ徹底していく必要があると考えております。

2点目に、岡本委員から在宅型テレワークのうち、雇用型の割合について御質問をいただいております。これについては参考資料2としてお出ししておりますので、御参照いただければと思うのですが、国土交通省さんのテレワーク人口実態調査というものに数値がございました。

3点目として、鈴木委員から特定健診における男女別の検査値の状況に係る効果検証についてお尋ねをいただいております。これについても参考資料2として厚生労働省から出している資料を御覧いただければと思いますが、特定健診、保健指導による検査値の改善効果に関しまして、性・年齢階級別に検証しております、これに関する資料です。この検証につきましては今後とも引き続き行っていくことにしております。

これ以外にも資料としてお出ししていないのですが、厚生労働省で実施している国民生活基礎調査の中で、がん検診について男女別の受診率を出しております。これについて現在、検討会を設けてその受診率等の評価を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の説明について質問等があればお聞きしたいのですが、よろしいですか。

それでは、次に移ります。計画策定専門調査会のこれからの進め方ですが、私の方で考えた案を事務局にまとめてもらいましたので、それを事務局から説明してもらいます。

○大地推進課長 資料4の1枚紙を御覧いただけますでしょうか。鹿嶋会長にお考えいただきました当面の進め方の案でございます。

計画策定専門調査会の議論のたたき台を作成するため、2月から4月にかけて会長の下に起草ワーキングチームを開催し、作業を行う。なお、起草ワーキングチームの構成員は、計画策定専門調査会の委員から会長が決定するというところでございます。

以下、参考として今後のスケジュールでございますが、これはこれまでにお示ししているスケジュールと同じでございますが、基本的な考え方の答申を7月中に行うため、計画策定専門調査会は5月下旬から6月上旬頃をめどに、基本的な考え方（素案）の案の取りまとめを行うということとしております。

2月から4月の部分は、起草ワーキングチームにおいて計画策定専門調査会における議論を踏まえながら起草作業を実施し、並行して計画策定専門調査会を開催し、起草ワーキングチームが作成するたたき台を基に議論していただくこととしております。

説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 1点補足しますと、起草ワーキングチームの人数は何人にするかというのは今からまた議論があるのですけれども、要するに起草ワーキングチームのメンバー以外の先生、入らなかった先生につきましても、討議の内容によってそれぞれの専門分野がございますので、そのときは私の方で是非出席していただきたいと協力を要請いたしますので、是非御協力いただければと思っております。

私の説明、それから、事務局の説明について質問があればお伺いしたいのですが、よろ

しいですか。ありがとうございます。

それでは、計画策定専門調査会委員の皆さんに改めてお諮りしますが、ワーキングチームの開催とか運営方法について今、概略を簡単に説明したのですけれども、案のとおりでよろしゅうございます。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、進めさせていただきます。

繰り返しになりますが、ワーキングチームの人選等々につきましては、私の方に御一任いただくということで御了解いただければと思っております。人選結果につきましては、1月29日開催予定の計画策定専門調査会で御報告をさせていただくこととします。

本日の議事は以上です。最後に事務局から連絡等をお願いします。

○伊藤調査課長 本日は御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

計画策定専門調査会及び監視専門調査会におきまして、合同会議という形で第3次基本計画のフォローアップを行うのは本日で終了ということになりまして、次回以降、4次計画に向けた議論を本格的にさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、次回の計画策定専門調査会につきましては今、言及がございましたように1月29日木曜日、17時から19時までの予定で、場所は合同庁舎8号館8階の特別中会議室で開催させていただきます。

監視専門調査会につきましては、現時点では開催予定は未定でございますが、開催する場合にはまた事務局から御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の専門調査会を終了いたします。どうもありがとうございました。